

「合理的配慮」を考えて

表題は朝日新聞 1 月 30 日掲載、秋田県公立中学校教諭・三戸学さんの「私の視点」である。4 月の「障害者差別解消法」施行を前に重要な問題が提起されている。すこしでも紹介したい。

私は出生時に脳性まひになり、手足や言語に障害があるが、小中高校と普通学級に学び、大学の教育学部を卒業して教員となった。中学校で数学を教えて 15 年になる。----- 社会生活で不都合が生じ

ないよう工夫してほしいと障害者が要望すれば、「合理的配慮」の提起が求められる。それは際限のないものではなく、「過度の負担」とならない範囲だが、公立学校や行政機関などでは提供が法的義務とされ、提供しなければ障害者への差別になる。合理的配慮の提供は、障害者の私が障害のない人と対等に社会生活を営むうえで生じる「壁」を取り除くことであり、誰もが自分らしく生きていけるよう社会を変えることでもある。障害者が望む合理的配慮は一人ひとり異なり、行政機関などが一方的に押しつけるものではない。障害者と話し合い、その意向を十分に尊重することが大切だ。---- これからは、合理的配慮の提供を通じて人々が障害の特性について正しい知識を得て理解を深め、共生への道が生まれることを信じる。障害のある教師が合理的配慮を提供されて働く姿を通して、教育現場から共生社会の礎を築いていくことが、私の大きな役割だと思う。

車いすの経験なども紹介され、障害のある教師の「私の視点」として説得力がある。これを読んで、重い障害を抱えながら普通学級で元気に学ぶ小学 4 年の林京香さんのことを考えた。もう一人は、一昨年亡くなった元同僚の石川洋明さんだ。

石川さんは亡くなる直前に「私の障害学」という論文を書いた。名古屋市立大大学院『人間文化研究』の石川さん「追悼記念号」に収録されている。「正直に言って、自分が障害者になって初めて障害者も多様である、ということが(少し)腑に落ちた」などと書いている。この「遺稿」を改めて読むと、合理的配慮など、私が反省すべきことが思い起こされる。石川さんの「意向」を肝に銘じて、障害者問題に目を向けていきたい。

(2016年2月4日)

